



1. 「①現状・課題」欄
  - ・ 雇用環境整備の措置を行った背景として、現状・課題を記入してください。
  - ・ 整備計画時から変更がない場合は「計画のとおり」に✓を付してください。
2. 「②導入区分」欄
  - ・ 対象事業所に業務負担の軽減を図る機器が導入されていない状態から新たに導入する場合は「新規導入」に✓を、既に業務負担を軽減する機器・設備等が導入されているが、より性能の高いものに変更する場合は「更新」に✓を付してください。また、導入方法について、該当するものに✓を付してください。
3. 「③導入した機器・設備等の概要等」欄
  - (1) 機器・設備等の導入に当たっての必須要件
    - ・ 機器・設備導入後の関係書類を全て確認し全ての項目が満たされている場合に、項目全てに✓を付してください。
  - (2) 導入した機器・設備等の内容（仕様、数量、経費等）
    - ・ 導入した機器・設備等の仕様、数量、経費等を具体的に記入してください。
    - ・ 整備計画時から変更がない場合は「計画のとおり」に✓を付してください。
  - (3) 導入した機器・設備等の設置場所・利用人数
    - ・ 導入した機器・設備等を使用する対象として選定した対象労働者のうち、実際に機器・設備等を使用した労働者の人数等について、対象事業所ごとに記入してください。
    - また、「機器・設備等の使用者数」欄には、導入した機器・設備等を実際に使用した人数を記載してください。
    - さらに、「機器・設備等の使用者の職務の範囲」欄には、導入した機器・設備等を実際に使用した労働者の職務の範囲について記載してください。
    - ※ 対象労働者とは、次のいずれにも該当する者をいいます。
      - ①次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。
        - (i) 期間の定めなく雇用されている者
        - (ii) 一定の期間を定めて雇用され、その雇用期間が反復継続され、事実上の定めなく雇用されている場合と同等と認められる者（具体的には、雇入れ時に一定の期間（1か月、6ヶ月など）を定めて雇用されていた労働者が、その雇用期間が反復されることで、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている場合又は採用から1年を超える期間について、引き続き雇用されることが見込まれる者が該当する。ただし、更新上限（通算契約期間又は有期労働契約の更新回数の上限）のある者を除く。）
      - ②事業主に直接雇用される者であること。
      - ③雇用保険の被保険者（雇用保険法第38条第1項に規定する「短期雇用特例被保険者」及び同法第43条第1項に規定する「日雇労働被保険者」を除く（以下「雇用保険被保険者（※）」という。）であること。    - (※) 雇用保険被保険者の中には雇用保険法第37条の2第1項に規定する「高年齢被保険者」が含まれることに留意が必要となります。なお、上記以外の雇用条件で事業主に直接雇用される雇用保険被保険者についても、機器・設備等の使用対象としても構いませんが、助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）の対象とはなりません。
  - (4) 機器・設備等を使用した労働者の業務負担の軽減効果等
    - ・ 機器・設備等の導入により、対象労働者が直接作業していた行為について、身体の業務負担の軽減がどの程度図られ、その結果として、職場定着にどのような効果があったのかを具体的に記入してください。
  - (5) その他
    - ・ その他特記事項があれば記入してください。
    - ・ 整備計画から変更がない場合は「計画のとおり」に✓を付してください。
4. 「④施行日等」欄
  - ・ 機器・設備を導入した日を記入してください。複数導入の場合であって導入日が複数日に及んでいるときは、全ての機器・設備等の導入が完了した日を記入してください。
5. 記載欄が足りない場合、別紙（任意の様式）に記載してください。